

事 務 連 絡
令和 2 年 11 月 25 日

各都道府県・広島市・長崎市
原爆被爆者援護担当課（室） 御中

厚生労働省健康局総務課
原子爆弾被爆者援護対策室

被爆者が時間外に指定医療機関及び被爆者一般疾病医療機関を
受診する場合の取扱いについて

保険医療機関が表示する診療時間以外の時間における診療（以下「時間外の受診」という。）については、「「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等」及び「保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等」の実施上の留意事項について」の一部改正について」（令和 2 年 3 月 5 日付け保医発 0305 第 5 号）第 3—14（1）のとおり、緊急その他やむを得ない事情による時間外の受診については診療報酬点数表上の時間外加算の対象となり、患者からの費用徴収は認められないところです。

被爆者（被爆者健康手帳所持者）については、放射能の影響により、一般的に負傷又は疾病（以下「負傷等」という。）にかかりやすいこと、負傷等が治癒しにくいこと等の事情にあるのみならず、それらの負傷等にかかったことよって原爆症を誘発する恐れがあります。さらに、治療中の負傷等の程度が重い被爆者にあつては、負傷等の状況や健康面での不安から、やむを得ず時間外の受診をせざるを得ない場合があります。

このため、被爆者が時間外の受診をした場合は、上記事情があることを踏まえた丁寧な対応を行っていただくよう、関係医療機関へ周知徹底を図り、その実施に遺憾なきようよろしくお願い致します。

また、貴管下被爆者に対しては、時間外の受診に際し、あらかじめ受診の方法やかかる費用について電話等の方法により確認されるよう、本取扱いとともに適宜の方法により周知方お取り計らい願います。

「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等」及び「保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等」の実施上の留意事項について」の一部改正について

(令和2年3月5日)

(保医発0305第5号)

<該当箇所抜粋>

第3 保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める基準等(掲示事項等告示第2、第2の2及び第3並びに医薬品等告示関係)

14 保険医療機関が表示する診療時間以外の時間における診察(以下単に「時間外診察」という。)に関する事項

- (1) 本制度は、国民の生活時間帯の多様化や時間外診察に係るニーズの動向を踏まえて創設されたものであり、したがって、本制度の対象となるのは、緊急の受診の必要性はないが患者が自由な選択に基づき、自己の都合により時間外診察を希望した場合に限られ、緊急やむを得ない事情による時間外の受診については従前通り診療報酬点数表上の時間外加算の対象となり、患者からの費用徴収は認められないものであること。
- (2) 時間外診察に係る特別の料金の徴収については、当該時間外診察が保険医療機関において対面で行われるものでなければ認められないものであること。
- (3) 本制度に基づき時間外診察に係る費用徴収を行おうとする保険医療機関は、時間外診察に係る費用徴収についての掲示をあらかじめ院内の見やすい場所に患者にとって分かりやすく示しておかなければならないこと。
- (4) 社会通念上時間外とされない時間帯(例えば平日の午後4時)であっても、当該保険医療機関の標榜診療時間帯以外であれば、診療報酬上の時間外加算とは異なり、本制度に基づく時間外診察に係る費用徴収は認められるものであること。
- (5) 患者からの徴収額については、診療報酬点数表における時間外加算の所定点数相当額を標準とすること。
- (6) 患者からの徴収額及び標榜診療時間帯を定め又は変更しようとする場合は、別紙様式4により地方厚生(支)局長にその都度報告するものとする。